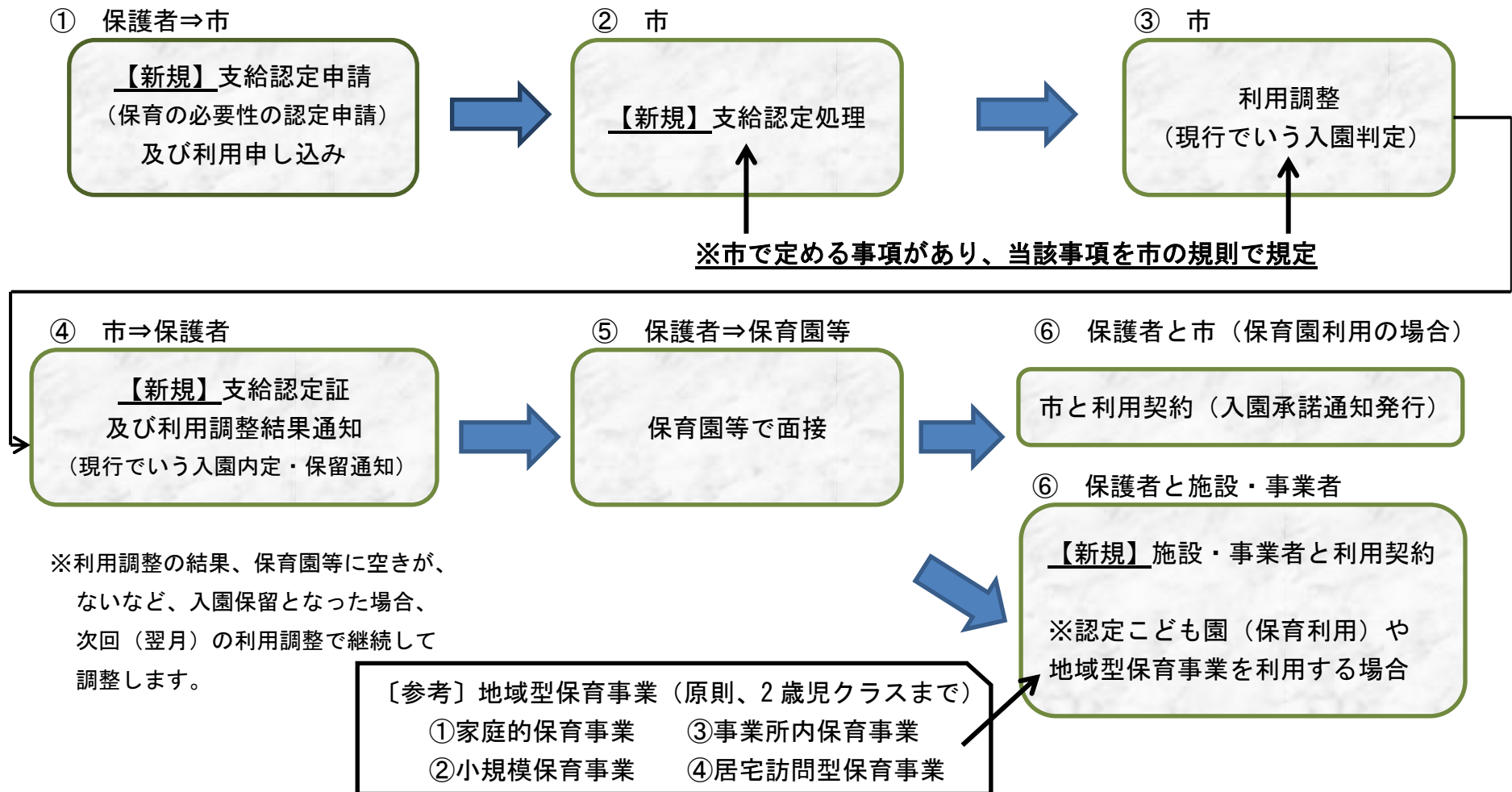


保育の必要性の認定について

新制度における保育園等の利用手続きイメージ

(保育の必要性がある子どもの利用手続き)

【新規】は新制度により新たに必要となる手続き・処理です。現行の利用手続きから大幅な変更はございませんが、支給認定（保育の必要性の認定）手続きが必要となります。なお、幼稚園を利用する方は、園を通じて支給認定を申請します。



○新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」及び「保育の必要量」を認定し、給付を支給する仕組みとなります。

○保育の必要性に認定にあたっては、国が法令等で策定した認定基準に従い、市町村が規則等で基準の詳細を定める必要があります。

○上記の市町村が定める基準のうち、以下の3点において、内閣府令（子ども・子育て支援法施行規則）により、「市町村が定める」と規定された事項に係る本市の対応方針（案）をとりまとめました。

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 「事由」 | 保護者の労働または疾病その他内閣府令で定める事項 |
| 2 | 「区分」 | 保育必要量の区分 |
| 3 | 「認定の有効期間」 | 支給認定（保育の必要性の認定）の有効期間 |

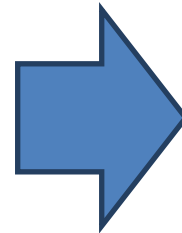
1 「事由」について

新制度においては、現行制度において児童福祉法施行令で示されている「保育に欠ける事由」について一部内容が変更されたほか、国の通知等により運用で認められている「求職活動」や「虐待のおそれがある児童」などの事由が明記され、子ども・子育て支援法施行規則に位置付けられました。

※現行制度と新制度における比較は別表1のとおり

別表 1

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令)
保護者及び同居の親族が保育不可
昼間の労働
妊娠・出産
保護者の疾病・障害
同居親族の介護
災害復旧
その他前各号に類する状態



新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則)
保護者が保育不可
月48時間から64時間の間で市町村が定める時間以上就労 (パートタイム・夜間など基本的に全ての就労)
妊娠・出産
保護者の疾病・障害
同居 (または長期入院等している) 親族の介護・看護
災害復旧
求職活動 (起業準備含む)
就学または職業訓練
虐待やDVのおそれがあること
育児休業中の継続利用
前各号に類するものとして市町村が認める場合

※ (注)



※ (注) 本市においては、国の通知等を根拠に、すでに保育に欠ける事由に該当するものとして運用しています。

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

- ① 就労に係る「月48時間から64時間の間で市町村が定める時間」
- ② 前各号に類するものとして市町村が認める事由

〔「事由」に関する市の対応方針（案）〕

- ① 就労に係る「月48時間から64時間の間で市町村が定める時間」 ⇒ 月60時間とします。

（理由）・ 現行の基準は「1日4時間以上、かつ月15日以上」であり、1か月（4週間）あたりの時間数に換算すると60時間となるため、現在の保育の実施水準を維持することが可能となります。

・ 現在、入園待ちの児童がいることに加え、今後の千葉ニュータウン地区での住宅分譲により、保育需要が増加する可能性があることから、まずは、子どもを預ける必要性の高い保護者が預け先を確保できる状態を目指すことが重要であると考え、現行の水準を維持します。

なお、当該基準時間数の設定については、待機児童や入園待ち児童の状況、保育の受け皿の確保状況の推移などを踏まえ、新制度施行後も引き続き検討してまいります。

- ②「前各号に類するものとして市町村が認める事由」⇒個別に判断することとし、具体的に規定しません。

（理由）各号に定める以外の特段の事由については、あらかじめ定めることは困難であり、個別ケースごとの判断とします。

2 「区分」について

国の基準は年齢、保育の必要性の有無及び保育必要量に応じて以下のとおりです。

年齢	認定	保育の 必要性	教育・保育量区分	保育必要量 (利用可能時間)	就労時間等の下限 (※)
3～5 歳	1号認定	なし	教育標準時間認定	—	—
	2号認定	あり	保育標準時間認定	11時間/日	月120時間以上 (※)
			保育短時間認定	8時間/日	月48時間～64時間以上
0～2 歳	3号認定	あり	保育標準時間認定	11時間/日	月120時間以上 (※)
			保育短時間認定	8時間/日	月48時間～64時間以上

※新制度施行前に現に保育園に入園している児童については、新制度において短時間認定に該当する場合でも、保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とする経過措置を設けることが国で検討されています。

保育認定を受けた児童の保育必要量の区分は、上記のとおり保育標準時間認定・保育短時間認定の2区分を設けることが基本とされています。

しかし、「標準時間のみ」とするもの及び「2区分に分けることが適当でない」と市町村が認める場合にあっては2区分に分けないで行うことができる」とされている事由があります。(別表2のとおり)

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

以下の事由について、保育必要量を標準時間と短時間に区分しないで行うことができる。

- ①「保護者の疾病・障害」 ②「求職活動」 ③「育児休業中の継続利用」

別表2 保育の必要性の事由と保育必要量の区分（内閣府令による）

「保育の必要性」の認定事由	保育必要量の区分		備考
	標準時間	短時間	
就労	標準時間	短時間	
妊娠・出産	標準時間	—	
① 保護者の疾病・障害	標準時間	短時間	区分しないことが可能
同居（または長期入院等している）親族の介護・看護	標準時間	短時間	
災害復旧	標準時間	—	
② 求職活動（起業準備含む）	標準時間	短時間	区分しないことが可能
就学または職業訓練	標準時間	短時間	
虐待やDVのおそれがあること	標準時間	—	
③ 育児休業中の継続利用	標準時間	短時間	区分しないことが可能
前各号に類するものとして市町村が認める事項	標準時間	短時間	

〔「区分」に関する市の対応方針（案）〕

事由ごとに以下のとおりの保育必要量の区分とします。

① 保護者の疾病・障害 ⇒ 原則として標準時間のみの1区分とします。

（理由）保護者の疾病・障害の個別の状況について、保育の必要性が認められる場合は、その状態がある程度恒常的なものであり、1日あたりの保育必要量を区分することが困難であると想定されるため。

② 求職活動 ⇒ 原則として短時間のみの1区分とします。

（理由）求職活動を行う時間帯などについて、ある程度保護者が柔軟に調整可能であることや、「就労」の事由で、短時間認定が区分設定されていることとのバランスに配慮するため。

③ 育児休業中の継続利用 ⇒ 原則として短時間のみの1区分とします。

（理由）入園している児童のほかの就学前児童については、実質的に保育可能な状態であり、「就労」の事由においては、就労時間数により短時間認定が区分設定されていることとのバランスに配慮するため。

3 認定の有効期間

認定の有効期間については、小学校就学または満3歳に達する前日までを基本としています。しかしながら、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとし、事由によってはその期間が内閣府令に定められているところ、以下の事由については市町村が定める期間までとされています。（別表3のとおり）

【内閣府令で市町村が定めることとされた事項】

以下の事由に係る認定の有効期間

- ①「求職活動」 ②「育児休業中の継続利用」 ③その他各号に類するものとして市町村が認める場合

別表3 保育の必要性の事由と認定の有効期間（内閣府令による）

「保育の必要性」の認定事由	有効期間		(参考) 現在の市の基準
	2号認定（3歳以上）	3号認定（3歳未満）	
就労	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで		出産後2か月まで
保護者の疾病・障害	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
同居（または長期入院等している） 親族の介護・看護	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
災害復旧	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
① 求職活動（起業準備含む）	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日まで		1か月以内
就学または職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで		小学校就学まで
虐待やDVのおそれがあること	小学校就学まで	満3歳まで	小学校就学まで
② 育児休業中の継続利用	市町村が定める期間まで		育児休業の対象児童の1歳の誕生日まで
③ その他前各号に類するものとして市町村が認める事由	市町村が定める期間まで		—（規定なし）

〔認定の有効期間に関する市の対応方針（案）〕

事由ごとに、以下のとおりの有効期間とします。

① 求職活動 ⇒ 原則として60日を経過する日が属する月の末日までとします。

（理由）現行では、求職中での入園期間は1か月間としてきたが、雇用情勢等を勘案し、期間を延長する。

② 育児休業中の継続利用 ⇒ 原則として育児休業の対象児童の1歳の誕生月の末日までとします。

（理由）現在の保育の実施水準を維持するため、現行の基準どおりとする。

③ その他前各号に類するものとして市町村が認める事由

⇒ 個別に判断することとし、具体的に規定しません。

（理由）事由に該当すると認められる個別の事情を勘案して設定すべきであり、一律に設定すべきものではないため。